

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和6年9月10日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

| 処理期間 | 対象地域名 | 事務停止の理由 |
|-------------------------------------|--|---------|
| 令和6年9月10日から 令和6年11月15日まで (予定) | 仙台市青葉区大倉字字治沢 仙台市青葉区大倉字上原 仙台市青葉区大倉字水口 仙台市青葉区大倉字向前原 仙台市青葉区大倉字薬師 仙台市青葉区大倉字沢口 仙台市青葉区大倉字東上原 仙台市青葉区大倉字丸森 仙台市青葉区大倉字山根 仙台市青葉区大倉字熊坂 仙台市青葉区大倉字樋渡 仙台市青葉区大倉字上菅田 仙台市青葉区大倉字垣隅 の各一部 (仙台法務局管轄) | 土地改良事業 |